

MANTIE DIAOCHA BAOGAO

遼寧省檔案館 編

SHANGHAI NORMAL UNIVERSITY PRESS
上海師範大學出版社



滿鐵調查報告

第四輯

8

滿鐵調查報告

MANTIE DIAOCHA BAOGAO

第四輯

8

遼寧省檔案館 編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社

· 桂林 ·



經濟資料第十四卷第三號 旅居日本的華人貿易商

滿鐵東亞經濟調查局 一九二八年三月 1

滿鐵調查資料第八十六編 在滿洲的日本交易所

滿鐵庶務部調查課 一九二八年十一月 73

滿鐵調查資料第八十七編 滿洲特產界的官商

滿鐵庶務部調查課 一九二八年十一月 335



經濟資料第十四卷第三號

旅居日本的華人貿易商

昭和參年參月壹日發行

經濟資料

第拾四卷 第參號

在留支那貿易商

南滿洲鐵道株式會社

東亞經濟調查局發行

凡 例

一、記述の内容、阪神兩港における華僑の對支貿易事情であるが、重點は對滿洲輸出貿易に存する。

記述が自ら大阪華僑に厚く、且つ雜貨及び綿糸布の輸出に偏したるはこれが爲めである。尙華僑勢力の背景として特に集團的活動と組織に就いて注意を拂つた積りである。

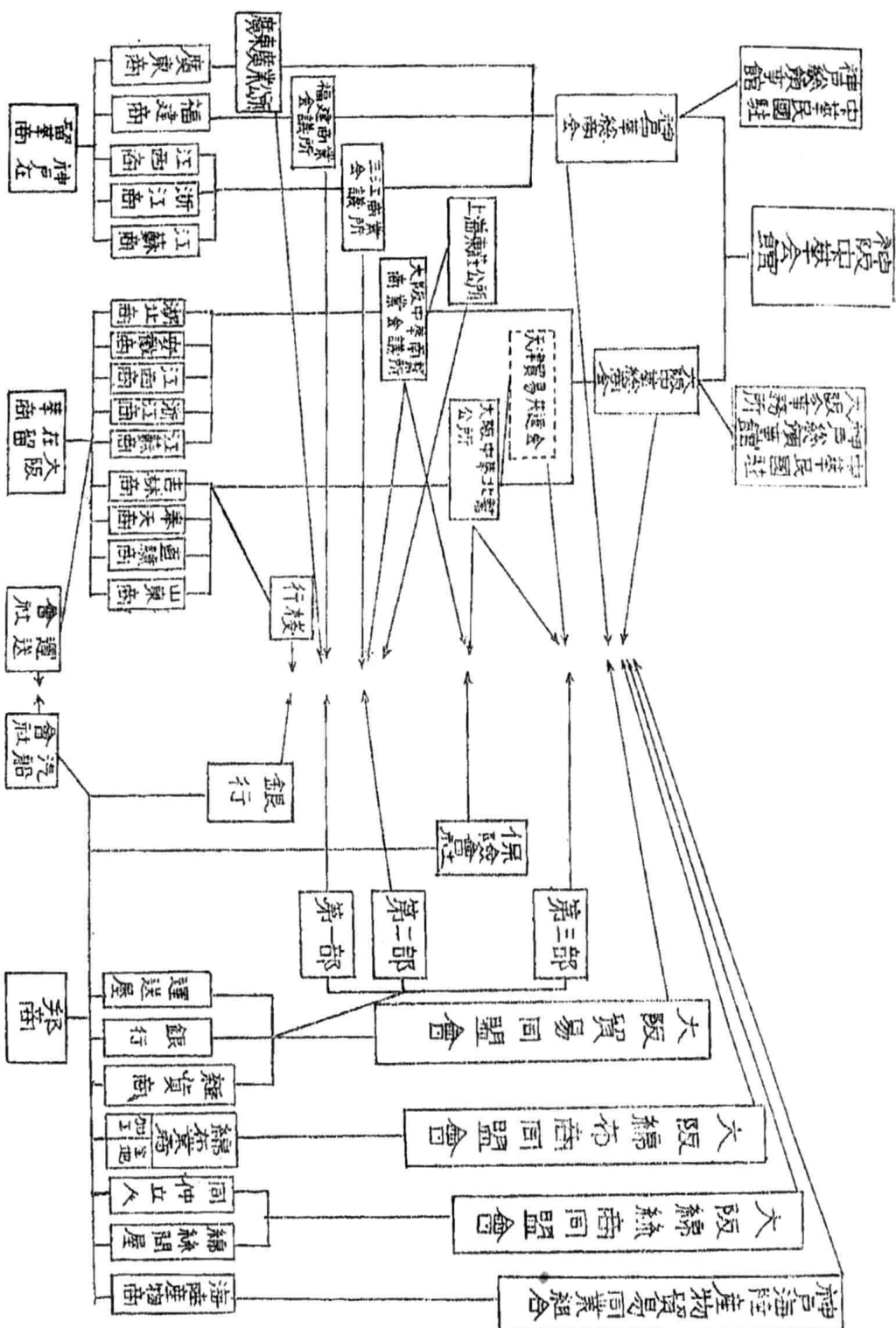
二、調査の方法、本局調査員一應關係箇所の実地踏査を試みた。本問題に關しては參考とすべき資料極めて乏しい。たゞ本社商工課の報告書、大阪市役所産業部及び神戸商業會議所に負ふところ極めて大であつたことを茲に一言して置きたい。

在留支那貿易商

目次

第一章 在留事情	(一)
第一節 居住地と出身地	(一)
第二節 店舗及び行棧	(二)
第二章 貿易品	(二〇)
第三章 雜貨買付事情	(六)
第一節 雜貨賣込邦商團體と華商	(二六)
第二節 雜貨買付慣習	(三)
第四章 綿糸布買付事情	(五)
第一節 綿糸布賣込邦商團體と華商	(三五)
第二節 綿糸布買付慣習	(三七)
第五章 華商團體と積送事情	(四)

第一節	大阪華人經營運送業者と本邦汽船會社……………	(四)
第二節	大阪華商團體と本邦保險會社……………	(四)
第三節	神戸華商團體……………	(五)
第六章	華商と本邦銀行事情概觀……………	(五)
第七章	日滿貿易における華商の地位……………	(五)



在留支那貿易商

第一章 在留事情

第一節 居住地と出身地

(A) 大 阪

凡そ一國の外國貿易は必らず其の國旗に伴つて伸長し行くものである。吾が商業史を按ずるに、かの鎖國の夢の餘波として明治年間特に日露戦争前迄の貿易は洵に惘然たるものにして、進んで海外市場に直接取引を開拓するの難きを窺て、所謂座賣りの易きを探つて、徒らに外商をして吾が地内に牢固たる商權を築かしめ取引上の利益を壟斷せしむる事久しきに亘つたが、日露戦争後吾が國威四海に輝くと共に漸く海外との直接貿易曙光を認め、殊に多年吾が開港場に蟠居し對支貿易の中心勢力たりし在留華商が、頻々たる母國政變と易世革命に累されて俄かに勢力を失墜し、大正初年に及んで遂に在留貿易は時勢に抗する能はずして年と共に衰退し、今日は最早や重大視する價值無きに至れるの感なきにあらざるも、此の間にありて猶あなどるべからざる地歩を保持し餘勢を一角に唱ふるものは大阪に在留する華商の一團である。

其の現勢の大部分は天津、山東より滿洲一帯に亘れる地方より來れる華商によつて占められてゐるが、彼等は

在日華商中歴史最も淺きにも拘らず其の今日あるは、背後に必ずや依つて來るところのもの存せねばならぬ。凡そ華商が海外に發展し行く強味は、第一に、文明國民中最も低しと言はるゝ其の生活程度、第二に恐るべきその忍耐力にして而も利のある所恰も水の低きに流るゝが如く假令零細なる利益と雖も忽諸にせず歩一步と地歩を築かんとする氣象、第三は、彼等共同の利益擁護の爲めにする同郷同業者の協同團結力の鞏固なる事にして是等は他の容易に學び得ざる特徴である。先づ其の居住狀態より説く事にしやう。

大阪における支那貿易商の居住地は、西區、木津川と安治川との分岐點たる川口町を始め、本田一番町、本田二番町、本田三番町等の接續地である。尙些少ではあるが、本田通一丁目、梅本町等にも若干居住する。

これ等の各町内にどれ程の華商が居住してゐるかは、時の事情により異なるを以て正確なる數字にてあらはす事は困難である。後述する如く大阪在留の華商は大體において本國に本店を有する出張員若くは出張店格の者であるといふ性質上、歸國、交替の事繁頻なるのみならず、特に出張員格の者にありては商況及び季節(註)により増減常なき狀態なるを以てである。

(註) 在留華商の出貨は、上半期において三月乃至五月、下半期において九月乃至十一月が最も繁忙の時機で、夏冬は比較的閑散である。但し繁忙季節と雖も、支那本國における動亂の爲めに絶えず左右され、現に昭和二年十月においては一時出貨休止の狀態を呈したこともある。

然し大體の數を知る爲めに、年々におけるこれ等地域内の支那人總數は幾何か、川口町を中心とし川口警察署管轄地域に居住する支那人數を検するに、大正十四年末において、戸數九十六、總人口千三百十三人、其の中實

易關係業者(註)千百九十一人、同じく翌昭和元年末において、戸數九十八、總人口千三百九十九人、其の中貿易關係業者千百七十九人である。

(註)こゝに貿易關係業者とは綿糸及び綿布貿易商、雜貨貿易商、宿屋營業者、運送業者、保險代理店、會社員、商店員等を含む。其の他貿易に關係なき支那人は、料理營業者及び其の從業者、理髮營業者及び其の從業者、裁縫營業者及び其の從業者、呉服營業者及び呉服行商、並に以上の家族や僕婢等である。

即ち貿易關係の支那人は略々千百人程居住することは明らかであるが、これを其の出身地別よりして、直隸、山東、奉天、吉林等の所謂北幫商と、江蘇、浙江、江西、安徽、湖北等の所謂南幫商との二つに分つ。而して其の人數の對比は前者八、後三位と見て先づ大過ない。北幫は、天津、哈爾濱、奉天の者最も多く、營口、青島、芝罘、長春、琿春、濟南、安東、北京の者これに亞ぎ、南幫は、上海の者が大部分で、次は漢口、寧波の順序である。

尤も右は貿易に關係ある者の總人口たるにとゞまり、營業主體はもつと少數である事は言ふ迄もない。今假りに、大阪在留華商團體たる大阪中華總商會に加入する會員を見るに、大正十四年末において、三百十人、其の中南幫公所に屬する者は、店舗を構ゆるのが普通で、會員數四十五名、店數二十六、北幫公所に屬する者は行棧に合宿する者多く、會員數二百六十五名、行棧數は昭和二年十月現在十二軒である。

彼等の貿易は第二章に述ぶる如く、輸入は極めて小額で輸出を本體とし、綿糸、綿布、雜貨、海產物、砂糖、藥品、銅鐵等を大阪にて買付けて本國に送るのであるが、取扱は大體、雜貨のみ專業とする者、綿糸布のみ專業

第一章 在留事情

四

とする者、雜貨と綿糸布とを兼業するものとの三種類に分たれる。南幫に屬する者は雜貨を取扱ふ者多く、綿糸布商は少く、北幫に屬する者は此の三種類の者を包含し、南北兩者共其の他の商品取扱は遙かに低位である。取扱商品別に見れば雜貨關係貿易商の數が全體を通じ最も多數を占めて居る。其の雜貨貿易商が、昭和二年十月現在大阪における居住分布状態をば、雜貨賣込邦商團體の取引華商名簿により表記すれば左の如し。邦商團體備付の名簿にて知り得る處は勿論同團體が、團體として、取引を承認せる華商のみにして、雜貨取扱ひ華商の總數を網羅せる譯にあらざるも、これによつて大阪における居住地の大體は窺知されるであらう。

町名	貿易關係 華商軒數	同上の中行棧 を營めるもの	(行棧 宿泊商)	同上の中運送業及保險 代理店を營めるもの
川口町	四	二	(二四)	二
本田一番町	三	一	(二〇)	一
本田二番町	八	六	(四〇)	一
本田三番町	一〇	二	(二五)	一
本田通一丁目	二	一	(一一)	一
梅本町	一	一	(一)	一

次に華商の出身地に就いて一言すべきことは、前に地名を擧げたる處により明らかなる如く、南幫に屬する者は、其の出身地域が北幫における如く廣汎ならず、従つて慣習や商業事情も共通にて、打つて以て一丸となりて行動しつゝある觀強きも(第三章第一節上海東莊公所參照)北幫に屬する者にありては、滿洲の者あり、直隸の

者あり、山東の者あり、諸地方の者の寄り集りなる爲めに習俗區々にして、一團として見る上において、前者と自ら異なるものなきにあらず、(同前天津貿易共進會參照)故に邦商と華商との間において、團體的に諒解し合ふが如き便宜なく、彼等を相手とする邦商は、彼等本國本店の信用状態や平素の取引振り等に注意しつゝ賣込むより外に仕方がない。而も此の北幫に屬する者は極めて多數なのである。彼等の總てを窺知し得べくもないが、今滿洲關係出張員にして判明せる大阪在留華商のみを摘記せば左の如くである。此の數は恐らく北幫華商總數の四分の一に過ぎないであらうけれども、仕入網の一端は窺ひ得るであらう。

大連出張員	十	四	名	(德泰號外十三店)
營口出張員	十	四	名	(慶豐合外十三店)
奉天出張員	三	十	名	(恒發成外二十九店)
長春出張員	四		名	(雲昇堂外三店)
哈爾濱出張員	九	十	七	名 (增興發外九十六店)
安東出張員	十	七	名	(東泰恒外十六店)
琿春出張員	十	六	名	

川口の地は元の外人居留地である。即ち慶應三年十二月の大阪開港の翌年、明治元年七月、永代租借地權競賣の結果、此の地を割して英、佛、勃、白、米、葡等歐米人に居住を許せる所である。支那貿易商は明治四年頃より既に大阪に來住してゐたる由なるも、當時華商には此處に居住するを許さなかつたので居留地接續地に居を構

第一章 在留事情

六

へてゐた。其の後居留地は地域擴大の事等もあつたが、明治三十二年七月、條約改正の結果、治外法權撤廢せられ外國人の内地雜居を許さるゝに至り、歐米居留民が阪神間及び神戸方面に轉住し、華商が其のあとに這入り込み以て今日に至つたものである。

最初來住せる華商は廣東、福建方面の者で、上海方面の者少數を加ふるに過ぎなかつたが、明治二十七八年戰役後華商渡來の急激なる増加に連れ上海方面の者優勢となり、廣東、福建の者は神戸に轉住するに至つた。其の後天津、芝罘方面の者新たに來住する傾向を致し、明治三十七八年戰役後滿洲方面よりの華商傾みに激増して今日に及ぶ。即ち大阪在留華商の過去の變遷を一瞥すれば、戰爭を境として南支那より漸次北に移り、現今は南支那人皆無にして中支北支の者のみ。而して其の中でも北支那人が數において最大の勢力を有するに至つたものである。

(B) 神戸

神戸在留の華商は、南支那南洋關係において重要性を有するものであり、且つ商人としての性質も大阪のそれとは同日に論ずべからざるものがあるが、其の取扱商品が大部分大阪製品であり隨つて其の相對立する邦商團との交渉關係等において大阪華商と併せて觀察する要あり、旁々兩華商は神阪中華會館なる同一傘下に聯絡提携を保てる事情もあり、併記する事にした。

神戸在留の支那商の居住地は、海岸通を筆頭に、これが背後に接續する榮町通、元町通、三の宮通、北長狹通下山手通、中山手通等にして、海岸通より山手に至るに隨つて其の數を減じてゐる。尙海岸通の東側に接續する

明石町、播磨町、京町、磯邊通、八幡通等にも若干散在する。

神戸の華商は、後述する如く大阪の華商と全く趣きを異にし、大體において神戸に店舗を構ゆる獨立の商人にして、海外に委託者を有し其の委託により、若くは本國や海外に支店とか出張店とかを設け其の註文により、買付積送をなすものにして、大阪華商とは寧ろ反對の性質を有する。大阪華商が、本國本店の單なる出張部とか、仕入部とかいふものに過ぎず従つて在留數も増減常なき様なるに反し、神戸華商は獨立商人として店を構へ永住的計畫のもとに營業に従事してゐるのであるから、居住狀態の調査は大阪における程面倒がない。今神戸における華商の居住分布狀態を、其の出身地別に表にすると左の通りである。數字は營業主體の數である。番頭小僧等を加へた華僑總數は極めて多きに上るであらうことは推して知るべきである。(昭和二年六月現在)

一、海岸通	居住町名				三江商		合計
	前町	廣東商	福建商	(江蘇浙江、江西)			
海岸通一丁目	二	二	一	三	二	七	二
同 二丁目	一二	一	二	一五	二	一五	二
同 三丁目	六	三	一	九	一	一五	一
同 四丁目	七	八	一	一五	一	一五	一
同 五丁目	一	二	一	二	一	二	一
榮町通一丁目	四	一	五	一〇	七	一〇	一〇

二、海岸通背後における接續地

第一章 在留事情